

# 学校法人郡山開成学園 個人情報保護規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人郡山開成学園が保有する個人情報の適正な取扱い（取得・保管・利用・訂正等）を行なうについて必要な事項を定め、個人情報の適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

### (定義)

第2条 個人情報とは、生存する個人に関する情報で、氏名・生年月日・住所・電話番号等により特定の個人を識別できるもの、又はその情報から特定の個人を識別できなくても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることとなるものをいう。

2 前項の個人情報は、本学園が保有する生存する個人に関する全ての情報であり、理事・監事・評議員・教職員、又は学生・生徒・園児等に限られるものではないし、過去の本学園の関係者全ての者等に関する情報も含まれるものであることに留意しなければならない。

3 個人データベースとは、個人情報を含む情報の集合物で、個人情報の検索が容易にできるコンピュータ又は帳簿などによって、体系的に構成・整理したものをいう。

4 個人データとは、個人データベースを構成する個人情報をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

(1) 当該個人データの存在が明らかになることにより、本人又は第三者の生命・身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの

(2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

(3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

(4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(5) 取得後6か月以内に消去することとなるもの

5 実施部門は、法人本部、郡山女子大学大学院、郡山女子大学、郡山女子大学短期大学部、郡山女子大学附属高等学校、郡山女子大学附属幼稚園、家庭寮をいう。

### (実施部門の責務)

第3条 実施部門は、本規程の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるものとする。

### (教職員・学生・生徒・園児の責務)

第4条 教職員・学生・生徒・園児は個人情報の保護の重要性を認識し、自己に関する個人情報の適正な管理に勤めるとともに、他人に関する個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう務めなければならない。

2 理事・監事・評議員及び全ての教職員は、職務等で知り得た個人情報を、故意又は過失により他に漏洩・滅失もしくは毀損、又は不当な目的に利用してはならない。その地位を退いた後においても同様とする。

3 教職員及び学生・生徒・園児に対して、個人情報の適正な取扱いにつき適切に指導及び啓発活動を行うことに努めるものとする。

(個人情報保護の適用除外)

第5条 本規程は、個人情報を取り扱う目的が学術研究の用に供する目的である場合には適用しない。ただし、その場合にもできる限り本規程に準じて個人情報を取り扱うようにするなど、個人情報の適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

## 第2章 個人情報の取得、利用及び提供

(個人情報の取得)

第6条 個人情報を取得するに当たっては、その利用目的をできる限り具体的に特定し、利用目的の達成に必要な範囲で取得しなければならない。

2 前項の利用目的は、個人情報を取得する前又は取得後すみやかに、本人(当該個人情報から識別される特定の個人のこと。以下同じ)に通知または公表しなければならない。ただし、本人から直接に、書面(フロッピーディスクや録音テープなども含む)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合には、利用目的は、公表することでは足りず、緊急の事態を除き、あらかじめ本人に対し通知しなければならない。

3 第1項の利用目的を変更する場合には、変更前と変更後の利用目的が相当の関連性を有すると合理的に認められるものでなければならず、かつ変更された利用目的を本人に通知又は公表しなければならない。

4 第2項及び前項後段の規程は、次に掲げる場合には、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知又は公表することにより、本人・第三者又は本学園の生命・身体・権利利益を害するおそれがある場合

(2) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(3) 利用目的が明らかな場合

5 思想・信条及び宗教に関する個人情報、並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、やむを得ない合理的理由がない限り、取得してはならない。

6 個人情報を取得するに当たっては、適法かつ相当な手段により取得しなければならない。

(個人情報の利用)

第7条 個人情報の利用は、その利用目的の達成に必要な範囲で利用しなければならない。

ただし、次に掲げる場合は除く。

(1) 本人からあらかじめ同意を得た場合

(2) 法令に基づく場合

(3) 人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得るのが困難なとき

(4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得るのが困難なとき

(5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(個人データの第三者提供)

第8条 個人データは、第三者に提供してはならない。ただし、次に掲げる場合は除く。

(1) 本人からあらかじめ同意を得た場合

(2) 次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知するか、又は本人が容易に知りうる状態にしている場合

- ア) 個人データを第三者へ提供すること
  - イ) 第三者へ提供する個人データ項目
  - ウ) 第三者への提供の手段又は方法
  - エ) 本人の求めがあれば、その本人に関する個人データを第三者へ提供することを停止すること
- (3) 第7条第2号から第5号までのいずれかの場合
- 2 個人データを第三者へ提供する場合には、当該提供先において、個人データの提供目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について提供先と合意書を締結するなど、適切な措置を講じなければならない。

(個人データの取扱委託、共同利用)

第9条 前条の規程は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 本学園が外部業者等に対し個人データの全部又は一部の取扱いを委託する場合。  
ただし、この場合には、当該外部業者等において、委託目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等がなされないように、個人データの安全管理のために講ずべき措置について委託契約書の中に明記するなど、適切な措置を講じなければならない。
- (2) 本学園が特定の者との間で個人データを共同利用する場合。  
ただし、この場合には、次に掲げる事項を、あらかじめ本人に通知するか、又は本人の容易に知りうる状態におかななければならない。次に掲げる事項を変更した場合も、同様とする。
- ア) 個人データを共同利用するとき
  - イ) 共同利用する個人データの項目
  - ウ) 共同利用する者の範囲
  - エ) 共同利用する共通の目的
  - オ) 共同利用する個人データの管理責任者の氏名・名称

### 第3章 個人情報の保管・管理

(個人情報管理責任者)

第10条 個人情報管理責任者は、学園長、大学院・大学・短大の学長・副学長・各学科主任、高校副校長、幼稚園副園長、事務局の各部長・室長、附属機関の各館長・主任・室長とする。

- 2 個人情報管理責任者は、それぞれの部署における個人データを総括的に管理するとともに、個人データの取扱いにつき各部署に所属する教職員を監督する。
- 3 個人情報管理責任者は、個人情報データベースに関し次に掲げる事項を記載したものを一つの簿冊に綴って備え置き、閲覧に供しなければならない。ただし、第6条第4項第1号及び第2号に掲げる場合、個人情報データベースが取得後6か月以内に消去することになる情報のみからなる場合、個人情報データベースが専らコンピュータの試験的操作のために利用するものである場合、その他合理的理由がある場合は除く。
- (1) 個人情報データベースの名称
  - (2) 個人情報データベースの利用目的
  - (3) 個人情報データベースを取り扱う部署の名称
  - (4) 個人情報データベースに記録されている項目
  - (5) 個人データの取扱期間
  - (6) その他必要な事項

(個人情報管理委員会)

第11条 個人情報の保護を適正に行なうため、個人情報管理委員会を置く。

- 2 個人情報管理委員会は、次に掲げる事項について審議する。
  - (1) 個人情報の保護に関する本学園の施策に関する事項
  - (2) 個人データを含むコンピュータシステムの整備、個人データを含む帳簿等の管理など、個人データの適正な管理のための方法・措置に関する事項
  - (3) 個人データの開示、訂正もしくは抹消、利用停止、利用目的の通知の各請求、又は苦情申立が成されたときに、理事長から付議された事項
  - (4) その他個人情報の保護のために必要な事項
- 3 個人情報管理委員会に関する事務は、総務部総務課が行なう。

#### 第4章 個人データの開示等

(個人データの開示)

第12条 本人は、自己に関する個人データの開示を請求することができる。この請求は、代理人によってもすることができる。

- 2 前項による請求は、本学園の定める様式の請求書を、総務部総務課に提出して行なうものとする。なお、この請求は郵送によっても行なうことができる。
- 3 前項により請求書を提出する場合には、本人確認のため、次の各号の区別に従い、各号に定める書面を提示又は提出しなければならない。
  - (1) 前項の請求書を本人が総務部総務課に持参して提出する場合・・・学生証・教職員証・運転免許証等の身分証明書の提示
  - (2) 前項の請求書を郵送により提出する場合・・・運転免許証の写し及び住民票の提出、又は本学園の認める書面の提出
  - (3) 前項の請求書を本人の代理人が総務部総務課に持参して提出する場合・・・当該代理人の学生証・教職員証・運転免許証等の身分証明書の提示、及び本人の委任状など代理権を有することを証明する書面
- 4 開示請求に係る個人データは、次の各号の一に該当する場合を除き、開示しなければならない。
  - (1) 開示することにより、本人又は第三者の生命・身体・財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - (2) 開示することにより、本学園の業務の適正な実施に支障を及ぼすおそれがある場合、又は本学園と国の機関、地方公共団体、その他の団体等との信頼関係を害するおそれがある場合
  - (3) 開示することにより法令に違反することとなる場合
- 5 本学園理事長は、必要に応じ、開示請求に係る個人データを開示するかどうか等につき、個人情報管理委員会に付議し、又は個人データ管理責任者等から意見を聴くことができる。
- 6 個人データの開示は、当該個人データに記載されている文書の写しの交付によって行なう。個人データがコンピュータ処理用の個人情報データファイルを構成するものである場合は、コンピュータによって出力した帳票の交付を持って行なう。ただし、本人の同意があれば、その他の適宜な方法をもって開示することができる。
- 7 個人データの開示をする場合、別に定める手数料を徴収する。
- 8 個人データの全部又は一部を開示しない場合は、開示しないことを遅滞なく本人に通知しなければならない。

(個人データの訂正又は削除)

第13条 本人は、自己に関する個人データの内容が事実でない場合、その内容の訂正又は削除を請求することができる。この請求は、代理人によってもすることができる。

2 前項の請求は、前条第2項及び第3項に定める手続きに準じて行なうものとする。

3 第1項の請求を受けた場合、遅滞なく調査を行い、必要な措置を講じ、結果を本人に対し文書で通知しなければならない。

(個人データの利用停止)

第14条 本人は、自己に関する個人データが法令もしくは本規程その他の学園の諸規程に違反して取得又は利用されている場合、その利用を停止し、又は適切な措置をとるよう請求することができる。

2 前項の請求については、第12条第2項及び第3項に定める手続きに準じて行なうものとする。

3 第1項の請求を受けた場合、遅滞なく調査を行い、必要な措置を講じ、結果を本人に対して文書で通知しなければならない。

(個人データの利用目的)

第15条 本人は、自己に関する個人データの利用目的の通知を請求することができる。この請求は、代理人によってもすることができる。

2 前項の請求は、第12条第2項及び第3項に定める手続きに準じて行なうものとする。

3 第1項の請求を受けた場合、第6条第4項(1)又は(2)に掲げる場合を除き、請求に係る個人データの利用目的を通知しなければならない。開示しない場合には、そのことを遅滞なく本人に通知しなければならない。

(個人データの取扱いに関する苦情申立)

第16条 本人は、自己に関する個人データの取扱いについて苦情申立をすることができる。この請求は代理人によってもすることができる。

2 個人情報管理責任者は、第1項の請求を受けた場合、遅滞なく調査を行い、適切に対応し、結果を本人に対し通知するものとする。この場合、第12条第5項を準用する。

## 第5章 雑 則

第17条 本規程に定めのない事項又は本規程の解釈適用は、個人情報の保護に関する法(平成15年法律第57号)、その他の関係法令に従う。

第18条 本規程の改廃は、理事会が行なう。

附 則 この規程は、平成21年10月1日より施行する。